



厚生労働省北海道労働局発表
平成30年7月10日

【担当】
厚生労働省
北海道労働局労働基準部賃金室
室長 松坂 伸雄
室長補佐 田中 洋満
電話:011-709-2311 (内 3531)

北海道最低賃金の改正決定に関する諮問について

— 現行の時間額810円の改正を調査審議 —

北海道労働局（局長 ふくし わたる 福士 亘）は、本日7月10日に開催された北海道地方最低賃金審議会（会長 かとう ともゆき 加藤 智章）において、平成30年度の「北海道最低賃金」の改正決定について諮問を行った。

北海道最低賃金の改正に当たっては、今後、同審議会のもとに専門部会を設置し、中央最低賃金審議会から示される目安額を参考とし、北海道における賃金実態調査結果及び北海道の経済、雇用動向等を踏まえ、本年8月中の答申に向けて慎重に調査審議を重ねる予定である。

また、最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援事業等の周知を引き続き図っていく。

なお、平成29年度は7月7日に諮問を行い、8月5日に答申があり、官報公示等の手続を経て10月1日に時間額810円（引上額24円）で発効となっている。

【参考1】北海道最低賃金額の推移（過去5年間）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
最低賃金額	734円	748円	764円	786円	810円
対前年引上額	15円	14円	16円	22円	24円
対前年引上率	2.09%	1.91%	2.14%	2.88%	3.05%

【参考2】最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

(1) 北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター

最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆様のために、経営や労務管理などの専門家による無料相談等のワン・ストップサービスを提供する、北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター（事業受託者：㈱東京リーガルマインド（LEC））を開設しています。

相談窓口：Tel 0800-919-1073（通話無料）（月～金、9:00-17:00）

：Tel 0120-332-360（旭川出張所）

E-mail：hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com

ホームページ：http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-hokkaidou/

(2) 業務改善助成金

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る制度です。

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

相談窓口：Tel 0800-919-1073（月～金、9:00-17:00）

申請先：北海道労働局雇用環境・均等部企画課（Tel011（788）7874）

(3) キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

本助成金は8つのコースに分けられますが、「最低賃金引上げ」に関係するのは、有期契約労働者等の賃金規定等を改定した場合に助成する「賃金規定等改定コース」です。

相談窓口：北海道労働局職業安定部職業対策課（Tel011（788）9071）

(4) 人材確保等支援助成金

生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成する「人事評価改善等助成コース」、生産性向上に資する設備への投資を通じて生産性向上、雇用管理改善（賃金アップ等）を図る事業主に助成する「設備改善助成コース」等があります。

相談窓口：北海道労働局職業安定部職業対策課（Tel011（788）9132）